

獨協医科大学学生の自動車・オートバイ通学及び駐車場利用内規

平成 2 年 4 月 1 日制定
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この内規は、獨協医科大学駐車場利用規則に基づき、本学学生の自動車・オートバイ（以下「自動車等」という。）での通学及び駐車場利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(自動車等通学許可の要件)

第 2 条 自動車等通学の許可を受けようとする者は、次の各号の要件を充たしているものとする。

- (1) 本学に在学していること。
- (2) 本学が行う交通安全講習会を受講していること。
- (3) 使用する自動車等について任意損害自動車保険に加入していること。
- (4) 看護学部生においては、通学距離が片道 2 km 以上であること。
- (5) その他、やむを得ない理由により自動車通学が必要な場合。

(許可申請手続)

第 3 条 許可申請手続は、「自動車・オートバイ通学許可願」に所要事項を記入の上、医学部においては学務部学生課、看護学部においては看護学部事務室庶務学生課（以下「当該学部担当課」という。）に提出するものとする。

(自動車・オートバイ通学の許可)

第 4 条 前条の許可願が提出されたときは、当該学部担当課は所要の手続を経て許可又は不許可を決定する。

2 自動車通学を許可された者には、駐車場専用パスカード（以下「パスカード」という）を交付する。

なお、パスカードは他の者に使用させてはならない。

3 許可の期限は、卒業時までとし、年度ごとの更新は行わない。

4 既に許可を得た者で許可願の記載事項に変更があった場合は、速やかに当該学部担当課に届出るものとする。

(パスカードの再交付申請)

第 5 条 自動車通学を許可された者が、パスカードを紛失又は棄損した場合、「駐車場専用パスカード再交付申請書」により速やかに当該学部担当課に届出なければならない。

2 パスカードの再交付は自己負担とする。

(駐車場)

第6条 自動車通学の許可を受けた者は、別図に示す駐車場に駐車することができる。

- 2 自動車通学の許可を受けていない者には、駐車場の利用を認めない。
- 3 オートバイ通学の許可を受けた者は、駐輪場に駐車するものとする。

(臨時駐車)

第7条 学友会行事等止むを得ない理由で臨時に駐車場以外の場所に駐車する場合は、当該学部担当課に臨時駐車許可願を申請し許可を受けるものとする。

(遵守事項)

第8条 事故を起こしたときは、道路交通法に従って手続きをとり、事故の内容が自己の過失による人身事故ないし物損事故の場合は、当該学部担当課に報告するものとする。

2 構内道路では、特に次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 歩行者には十分注意すること。
- (2) 路上及び歩道上への駐車は絶対にしないこと。
- (3) 構内制限速度を励行し、追越しをしないこと。
- (4) 騒音防止に留意すること。
- (5) 標識及び表示に従うこと。

3 構内においては教職員の交通指導に従うものとする。

4 学生駐車場では、特に次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 駐車場の出入の際は、必ず徐行すること。
- (2) 施設及び標識を破損しないこと。
- (3) 駐車場内の通路には、絶対に駐車しないこと。
- (4) 駐車場内で接触事故を起こした場合は、事故の大小を問わず適切な処置を講じ当該学部担当課に報告するものとする。
- (5) 駐車中は車両に必ず施錠し、貴重品は置かないこと。

(事故の責任)

第9条 本学は、通学途上及び駐車場内における車両の盗難及び接触事故等について一切その責任を負わない。

附 則

この内規は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。